

「軽自動車税口座振替納入済通知書」 広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、蕪崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年2月蕪崎市訓令乙第5号。以下、「要綱」という。）に基づき、「軽自動車税口座振替納入済通知書」への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、「軽自動車税口座振替納入済通知書（はがき）」の圧着時裏面、1色刷りとし、位置は市が指定するものとする。

(広告の規格等)

第4条 掲載する広告の規格は、1枠につき縦50mm、横80mmを基準とする。

2 広告のデザイン及び内容は、「軽自動車税口座振替納入済通知書」のデザインと調和がとれたものとし、市と広告掲載希望者との間で協議の上、決定する。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠あたり年額10,000円とする。

2 広告の掲載料は、原則として広告掲載決定通知後、14日以内に納付するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1年度とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告の募集枠)

第7条 募集する広告枠数は、年に1度発行する「軽自動車税口座振替納入済通知書」につき、2枠とし、広告の掲載は広告掲載希望者に対し1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、複数枠の利用を認めることができる。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、毎年度4月末日までに広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

(広告の掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて「軽自動車税口座振替納入済通知書」への広告の掲載の取下げを市長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は、平成20年3月25日から施行する。